

運転資金利子補給助成金交付要綱

平成21年8月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、宮城県内に本社を有する貨物自動車運送事業者が、金融機関から運転資金を借り入れた場合、その返済時の利子の一部を助成することにより、経営の安定に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、宮城県内に本店・支店がある金融機関から運転資金を借り入れた貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)で、中小企業者とする。

※中小企業者とは中小企業基本法による中小企業者とする。

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、又は、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。

(助成金額)

第3条 助成金額は、金融機関から借り入れた運転資金に係る利子とし、次に示すものとする。

- (1) 利息分割払いの場合、令和8年3月末までの支払い分を対象とする。
- (2) 利息一括払いの場合、全額を対象とする。ただし、利息計算期間が翌年度にまたがる場合、令和8年3月31日までの日割計算相当額を対象とする(1年を365日とする日割計算)。
- (3) 助成金額は、(1)(2)を合わせて、1事業者計20万円を限度とする。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第4条 事業者は、**受付期間中に運転資金を借り入れた場合**、様式1「運転資金利子補給助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】

受付期間は、**令和7年4月1日から令和8年2月27日まで**(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

(助成対象の制限)

第5条 第3条にある運転資金とは、人件費、燃料費、備車費等に要する費用であつて、車両の購入や物流施設・物流設備の整備に要する費用は対象としない。

2 社会保険等が未納の事業者は対象としない。

(助成金の交付)

第6条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があつた場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

3 助成金交付を受けた事業者は、融資の繰上償還を行う等で当初の利子支払いが減額された場合は、その日から14日以内に様式2「運転資金利子補給助成金返還届出書」により宮ト協にその旨を申告し、利子支払い減額に对应した相当額の助成金の返還を行わなければならない。

(報告の義務)

第8条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあった場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第9条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和7年4月1日から施行する。